



発行 新潟県

第 60 号

令和8年8月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

657 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

## 公 告

毒物劇物取扱者試験の実施（感染症対策・薬務課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営西山中部地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
令和8年8月5日から令和8年9月2日まで
- 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## 公 告

**毒物劇物取扱者試験の実施について（公告）**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

**1 試験日時**

令和8年11月5日（木）

午前10時40分から正午まで

**2 試験会場**

新潟市中央区鐘木185番地10

新潟市産業振興センター

**3 試験の種類****(1) 一般**

毒物又は劇物の全品目を取扱う責任者

**(2) 農業用品目**

農業上必要な毒物又は劇物のみを取扱う責任者

**(3) 特定品目**

限定された毒物又は劇物のみを取扱う責任者

**4 試験の内容**

試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。

**(1) 毒物及び劇物に関する法規****(2) 基礎化学****(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（特定品目は劇物のみ）****(4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（特定品目は劇物のみ）****5 受験資格**

年齢、学歴、経験は問わない。

**6 受験願書等の交付**

(1) 受験願書等は、令和8年8月17日（月）から新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、8月20日（木）（消印有効）までに請求すること。

(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

**7 受験手続**

電子申請又は書面申請のどちらかにて申し込むこと。

**(1) 電子申請**

県のホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)を確認し、申し込むこと。

**(2) 書面申請****ア 提出書類**

- ・ 受験願書
- ・ 受験願書データ
- ・ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

- ・ 受験票

**イ 受験手数料**

10,500円を次の方法により納付する。

- ・ 願書提出窓口におけるキャッシュレス決済（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの）
- ・ 新潟県電子申請システムを用いた電子納付

**ウ 受験願書の受付期間**

令和8年8月17日（月）から8月31日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月31日（月）の消印まで有効とする。

## エ 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所

## 8 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票（はがき）を受験者宛に送付する。

## 9 試験当日の諸注意等

試験方法は筆記方式（マークシート）によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。

## 10 合格発表及び合格証の交付

## (1) 合格発表

令和8年12月3日（木）午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所及び県のホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。

## (2) 合格証の交付

合格証は、令和8年12月3日（木）に合格者全員へ郵送する。

## 11 試験結果の情報提供

受験者本人から試験結果について口頭による情報提供の申出があった場合、次により交付する。

## (1) 情報提供する項目

科目別得点、総合得点

## (2) 情報提供の受付期間

令和8年12月3日（木）から令和9年1月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに、12月29日から1月3日までの期間を除く。）

## (3) 情報提供の受付場所

受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

## (4) 持ち物

受験票

## 12 その他の留意事項

(1) 試験についての講習会は、県では実施しない。

(2) 一旦納付された手数料は、返還しない。

(3) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課にすること。